

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	H26-8-28 H26-7-2 H25-12-26
-------------	-------------	----------------------------------

検討課題	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能が十分に発揮できる委員会のあり方とは</li> <li>・市民の傍聴の意欲を高める議会運営とは</li> </ul>		
区 分	I - B			
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>		<p>(市民の参画)</p> <p>第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第109条、第109条の2及び第110条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>	
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議・委員会ライブ中継の検討</li> </ul>			
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4条5項では、議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならないと規定。</li> <li>・22年9月定例会から予算決算委員会のインターネットでの録画配信がスタート。25年9月からは玄関ロビーでテレビ放映。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議、予算決算委員会について、インターネットを利用したライブ中継の検討。</li> <li>・合わせてタブレット、スマートフォン等でも視聴できるように対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライブ配信準備のため、7月に光ケーブルを新設工事(議場内)</li> <li>・平成26年8月7日にライブ配信委託契約を締結(パソコン等含む)</li> <li>・平成26年8月28日より運用開始予定。合わせて、タブレット、スマートフォン等でも視聴できるようにする。</li> </ul>	